

会議録	
1 名称	第11期第6回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和7年5月26日(木)午前10時00分～11時30分
3 開催場所	男女共同参画推進センター3階 第1・2研修室
4 出席者	会長：江上千恵子（学識経験者） 副会長：櫻木晃裕（学識経験者） 委員：木寺昌彦 千葉瑛介 山岸悦子 山中聡 磐田朋子 岩上浩之 長田智之 金子寿子 北島千絵 オンライン：古谷英恵（学識経験者） 松山亜紀 事務局：総務部長、人権推進課長、生活応援課長、男女共同参画係長、生活応援課係長、男女共同参画係員4名、計画策定委託事業者2名
5 議題	（1）「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次行動計画）令和6年度進捗状況調査報告 （2）江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告について （3）（仮称）男女共同参画KOTOプラン2026の策定について
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	次第 資料1-1 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次行動計画）令和6年度進捗状況調査報告（概要） 資料1-2 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次行動計画）令和6年度進捗状況調査報告書 資料1-3 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次行動計画）令和6年度進捗状況調査報告留意点 資料2-1 意識実態調査報告書（概要版） 資料2-2 意識実態調査報告書（本編） 資料3-1 （仮称）男女共同参画KOTOプラン2026の策定について 資料3-2 男女共同参画KOTOプラン2021の現状と課題 資料3-3 （仮称）男女共同参画KOTOプラン2026の名称について 資料4 江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度概要 資料5 第5回意見シート集約 参考1 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画）概要版 参考2 「男女共同参画KOTOプラン2021」

	(第 7 次江東区男女共同参画行動計画) 本書 参考 3 江東区長期計画 (後期) 施策 1 2 抜粋 ○席次表／第 1 1 期江東区男女共同参画審議会委員名簿 ○意見シート
8 摘要	

【別紙議事要旨】

1. 開 会

【人権推進課長】皆様、おはようございます。遅れている方がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、第11期6回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は、新しい男女共同参画行動計画の策定の年となり、皆さまにおかれましては、計画の審議を中心に活発なご意見を頂戴できればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで新たな委員の就任についてでございます。江東区中学校PTA連合会から推薦の二郷委員が辞任され、令和7年度より会長の山中聡様が新委員となりましたので、これより総務部長より委嘱状をお渡しいたします。

〈委嘱状の交付〉

それでは山中委員より一言ご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【山中委員】〈自己紹介〉

【人権推進課長】なお、山中委員は所用のため、本日は途中退席となります。

それでは、会議についてご説明いたします。本審議会の定足数は8名でございます。委員定数のうち、本日の出席委員は、会場11名、オンラインは、古谷委員、松山委員の2名、合計13名です。なお、長田委員におかれましては遅参する予定で、遅れての参加となっております。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことをここでご報告いたします。

また、本日、傍聴希望の方が2名いらっしゃいます。既に傍聴者にはお席に着いていただいておりますのでご報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は、会議中閲覧用になりますので、お帰りの際には資料は机に置いたままお帰りください。

なお、本日は、記録のため録音をさせていただきます。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際はマイクをお使いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日は、計画の策定支援を委託しております株式会社名豊スタッフ2名が同席し、事務局と同様に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、総務部長よりご挨拶をいたします。

【総務部長】改めまして、おはようございます。総務部長の杉村でございます。本日は、大変お忙しい中、第6回男女共同参画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は、新しい男女共同参画行動計画策定の年でございます。

本日は、令和6年度の進捗状況調査、男女共同参画に関する意識実態調査の報告をさせていただくなど、皆様には本計画につながる審議を中心に、活発なご意見を頂戴したいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、江東区版パートナーシップ宣誓制度について少し申し上げさせていただきます。パートナーシップ宣誓制度の対応につきましては、後ほど人権推進課長から報告があるとは思いますが、これまでご報告をしてまいりましたとおり、宣誓制度につきましては、区議会から様々な意見をいただいたところであり、私どもといたしましては、可能な限り区議会の理解をいただけるような対応に努めていたところでございます。区議会におきましても、独自に参考人招致が行われるなど、慎重な審議が行われてきたところでございますが、そのうえで区といたしましては、区議会からいただいた慎重、推進の双方のご意見等を総合的に検討いたしまして、宣誓制度創設に向けた条例の改正案を令和7年第1回区議会定例会に提出した次第でございます。ただ、議案の提出にあたりましては、いくつか対応策を追加する対応を図らせていただきました。この点につきましては、事前に審議会にご意見をいただきたいところではございましたが、緊急的な対応が求められているといったようなところもございまして、改めて審議会の開催の日程を調整することが難しいことから、会長に適時ご相談のうえ、ご了承をいただく形で対応を図らせていただきました。委員の皆様にはご理解のほど、よろしくお願いいたします。

なお、条例改正の議案の可否でございますが、審議を付託されました企画総務委員会におきましては、否決という結果でございました。その後に行われた本会議での採決では、僅差ではありましたが賛成が反対を上回り、条例改正案が成立したということで、本年7月より制度運用を開始する運びとなっております。

これもひとえに、審議会委員の皆様方のご支援のお陰であり、本当に心から御礼を申し上げます。

今後も適切な運用に向け、委員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、これまでの経過を踏まえてお話をさせていただきました。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

【人権推進課長】総務部長、ありがとうございました。

続いて、本日の会議資料について、確認させていただきます。

皆様に資料をお持ちいただいたのが、次第、資料１－１「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」（第７次行動計画）、令和６年度進捗状況調査報告（概要）、資料１－２「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」（第７次行動計画）令和６年度進捗状況調査報告書、資料１－３「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」（第７次行動計画）令和６年度進捗状況調査報告留意点、資料２－１意識実態調査報告書（概要版）、資料２－２意識実態調査報告書（本編）、資料３－１（仮称）男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２６の策定について、資料３－２男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１の現状と課題、資料３－３（仮称）男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２６の名称について、資料４江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度概要、資料５第５回意見シート集約、参考として、参考３江東区長期計画（後期）施策１２抜粋、そして意見シートでございます。また、机上に配布させていただいておりますのが、参考１と参考２、左上に「参考」と表示がある「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１ 概要版」と「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１ 本書」、こちらがでございます。次に、「第１１期男女共同参画審議会名簿」で、裏面が席次表になっております。

なお、参考１と参考２の「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」の概要版と本書につきましては、会議後、事務局が保管しますので、会議後は机に置いたままでお帰りください。

資料が不足している方は、いらっしゃいますでしょうか。

また、第５回の議事録につきましては、皆様にご確認いただき既にホームページ上に掲載されております。改めまして、議事録の確認にご協力いただきまして、ありがとうございました。

次に、本日の予定です。

議事１は、「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」（第７次行動計画）令和６年度進捗状況調査報告、議事２は、江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告について、議事３は、（仮称）男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２６の策定について、以上、議事は３点でございます。

また「資料５、第５回意見シート集約」にありますように、前回の審議会につきまして、ご意見を頂戴しました。貴重なご意見いただきありがとうございます。

それでは、この後の議事進行は、会長にお願いしたいと思います。江上会長、よろしくお願いいたします。

【会長】皆さん、おはようございます。部長のほうからパートナーシップ条例について説明がございましたが、今後の運用がどのようなになっていくのか、我々も注視していかなければいけないと思っています。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

２．議事

議題（１）「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」（第７次行動計画）

令和６年度 進捗状況調査報告

【会長】議題（１）「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」（第７次行動計画）令和６年度 進捗状況調査報告について、課長から説明をお願いします。

【人権推進課長】それでは、議事１の「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１ 令和６年度進捗状況調査報告」のご説明をいたします。

資料１－１の報告書の概要版をご覧ください。本報告は、江東区男女共同参画条例の規定に基づき、行動計画にある１０の課題に対する各所管課の事業の実施状況を調査し、まとめたものです。

このうち令和６年度実績の主な内容をご説明いたします。なお、資料１－２の報告書において、一部速報値の数字を掲載しておりますので、こちらをご了承いただければと思います。

課題１「男女共同参画の意識づくり」です。主な取組みは「男女共同参画学習講座」で、令和６年度は３４講座実施し、１，６３６人が受講しました。なお、中学校の出前講座を除くと、令和６年度は８９７人、令和５年度は９４０人です。

次に、課題３「多様性の尊重と、生涯を通じた心とからだの健康支援」です。主な取組みは「ＬＧＢＴ等の意識啓発」で、多様な性について考える学習講座や中学校向けの出前講座で、生徒や教職員を対象に向けに性の多様性を考える、ＬＧＢＴ等の理解促進を実施しました。

次に、課題４「個人や家庭に向けた支援」です。主な取組みは「ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発」で、ワーク・ライフ・バランス関連

の区民向け講座を7講座、区内の中小企業向けの講座を4講座実施しました。

次に、課題5「働く場における男女共同参画の推進」です。主な取り組みは「子育てでキャリアを中断した女性の再就職支援」で、「こうとう若者・女性しごとセンター」現在の「江東しごとサポートセンター」において、求人のマッチングを行い、528人が採用決定されました。

2ページをご覧ください。

課題7「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」です。主な取り組みは「審議会等への女性の参画推進」で、令和6年度末の女性の参画率は、30.5%で、前年度比0.5ポイントの減でございます。

なお、審議会等への女性の参画状況の詳細につきましては、別添の資料2-2の資料編として、掲載してございますので、後ほどご参照願います。

次に、課題8「DVの防止と被害者の支援」です。主な取り組みは3つございます。1つ目は、「区民に対する情報提供・啓発の推進」で、区報を活用したDV防止の啓発のほか、区内図書館にて特集コーナーの実施や、地域広報板にポスター掲示などによる意識啓発を行いました。2つ目の取り組みは、「若い世代を対象とした予防教育の実施」で、デートDV防止の出前講座を3つの中学校で実施し、267人が参加いたしました。3つ目の取り組みは、「相談窓口の充実」で、女性のなやみとDV相談の電話相談数は4,550件、女性のための法律相談は118件、男性電話相談は6件で、いずれも前年度を上回る相談を受けております。また、LGBT等相談事業では、電話相談件数は13件と前年度を下回る一方で、面接相談は8件と前年度を上回る実績でございます。

次に、課題9「性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援」です。主な取り組みの1つ目は、「性暴力被害者への相談の実施」で、28件の相談実績がありました。2つ目の取り組みは、「児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実」で、児童、高齢者、障害者に対する虐待相談が、ご覧の件数となっております。

次に、課題10「推進体制の充実」の主な取り組みの1つ目は、「区民との協同・交流の充実」で、男女共同参画フォーラムを実施し、11の企画に242人が参加されました。

資料1-1による概要の説明は以上でございます。

なお、資料1-2については、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、資料1-3をご覧ください。これは、今回の進捗状況調査において、「今後の予定」が、「継続」以外で回答された4つの事業でございます。

まず、「見直し」の事業は1事業で、N0.3「ユニバーサルデザインまちづくりのワークショップ」です。これは、令和7年度より実施する「バリアフリー基本構想」改定事業の中で、これまでとは異なり、福祉視点の傾向が強い内容となるために見直すとされたものです。

次に「拡充」する事業は3事業で、N0.1男性相談事業の検討では、「男性のなやみとDV電話相談」に改称するとともに相談内容を拡大したこと、N0.2就労支援の実施では、シニア向け支援及び求人情報を拡充したこと、N0.4LGBT等相談事業では、オンラインによる面接相談を拡充したことがあります。その他「縮小」「新規」「廃止」する事業の予定はございません。

私からの説明は、以上でございます。

【会長】ありがとうございます。ただ今の課長からのご説明について、ご質問、ご意見をお願いします。なお、発言の際には記録を取る都合上、手を挙げて名前をお願いします。では、よろしくお願いいたします。何かございますか。

特になければ、次の議題に移りたいと思います。後で気がついたことがあれば、追加で構いませんのでいつでもご発言をお願いいたします。

議題（2）江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告について

【会長】次に議題2、江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告について、人権推進課長より説明をお願いいたします。

【人権推進課長】それでは、議事2の「江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告について」のご説明をいたします。

本報告は、前回、2月10日に開催した審議会においてご説明した「報告書（案）」から、調査結果の内容に変更はございません。ただ、報告書の中の「はじめに」に区長のお言葉の掲載や、「てにをは」等の文言修正を経て、冊子として完成したものでございます。こちらは本日の報告になります。

なお、資料2-1の概要版と資料2-2の報告書の本体でございます。

今後の取り扱いですが、6月25日の区議会で調査結果の報告を行った後に、冊子の配布及びホームページにて公表する考えでございます。

説明は以上でございます。

なお、本日追加の資料を配布させていただきましたものですが、こちら副会長からの資料提供でございます。こちらのほうはご覧いただければと思います。

【会長】今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。副会長の資料もわかりやすいものを出していただきました。いかがでしょうか。

今後、計画を策定していくうえで、区民からの意見や意識というものがかなり参考にはなるのではないかと思います。よく読んでいただきたいと思います。

【委員】区民調査や区内の企業調査等、この調査方法はどのようにされているのでしょうか。

【人権推進課長】今回の調査方法については、調査票は郵送で配布をいたしまして、郵送またはウェブを併用する形で回収を行っております。資料２－１の概要版の１ページ目に調査概要がございます。こちらに調査方法、調査期間、調査件数などが記載してございます。

【委員】ありがとうございます。今の調査対象のところで、区内企業の部分ですが、対象は大人となるのでしょうか。

【人権推進課長】区内企業のほうの対象ですが、働いている企業あてに行っておりますので、回答する場合にはおそらく総務や人事の担当者が回答することが多くなるかと思います。回答する方につきましては、大人が回答したものと認識しております。

【委員】資料１－１で中学校出前講座があるのですが、今回の意識実態調査報告書と関連することはあるのでしょうか。

【人権推進課長】意識実態調査と中学校出前講座の関係ですが、出前講座を受けた方が必ずしも調査に回答しているというわけではございませんので、関連はしていないものと認識していただければと思います。

【委員】ありがとうございます。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】この調査に回答していただいた方には報告などしているのでしょうか。

【人権推進課長】調査にご協力いただいた方に対して、調査報告書を配布するといったことなどは行っておりません。江東区のホームページに報告書の本書と概要版を掲載しますので、回答された方はそういったものを見ていただきまして、全体の回答などを把握することができるよう形にしております。

【委員】ありがとうございます。

議題（３）（仮称）男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２６の策定について

【会長】続きまして、議事３（仮称）男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２６の策定についてです。よろしくお願いいたします。

【人権推進課長】議事３の説明に入る前に、今回、江東区長から計画策定に関する諮

問が出てございます。そちらの諮問文につきまして、総務部長から江上会長にお渡しさせていただきたいと思います。では、総務部長、江上会長、よろしくお願いいたします。

【総務部長】江東区男女共同参画審議会会長、江上千恵子殿。江東区男女共同参画条例に基づく第8次江東区男女共同参画行動計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく江東区女性活躍推進計画、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく江東区配偶者暴力対策基本計画、及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく江東区困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を含む基本的な計画の策定について諮問します。どうぞよろしくお願いいたします。

【人権推進課長】江上会長、総務部長、ありがとうございました。

【会長】それでは、課長より説明をお願いいたします。

【人権推進課長】それでは、議事3の「(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の策定について」のご説明をいたします。

資料3-1をご覧ください。今ほど、会長あてに諮問を行いました新たな計画の策定に関してご説明をいたします。

項番1の「計画の基本的な考え方」についてです。

まず、(1)計画策定の趣旨です。令和3年3月に策定した、第7次男女共同参画行動計画「男女共同参画KOTOプラン2021」(令和3～12年度)の具体的な行動期間(令和3～7年度)が終了するため、これまでの進捗状況や意識実態調査の結果や、江東区長期計画等を踏まえ、さらに、法制度の変更や社会の変化を考慮して、新たな計画を策定するものです。

次に、(2)の計画の性格です。まず、下の図をご覧ください。策定する計画は、「(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026」と題して、「江東区長期計画(後期)」の分野別計画として、令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法を含む4つの法律及び1つの条例に基づく4本の計画を包含するものです。策定に当たっては、区の関連計画との連携も図りつつ進めてまいります。

2ページをご覧ください。(3)新たな計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。次に、(4)計画の基本理念については、今回の計画策定は、現行の10年計画の中間見直しとなるため、第7次行動計画の理念を引き継ぎ、「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」と変更を行わないようにいたします。

(5) 計画の目標ですが、新たな計画では、女性支援新法に基づく計画を包含することから、現行計画で定める5つの目標を体系的に精査した結果、図のとおり4つの目標に整理し、計画の体系に関連づける案で検討しております。今後、課題や実施事業等を精査して、計画に反映させていきたいと考えております。

項番2、今後の予定でございます。本計画の策定につきましては、本日の諮問をきっかけに、今後、審議会で計画の内容について審議していただきます。次に、(2)のスケジュールでございます。12月には計画(素案)をまとめ、パブリックコメントの実施する予定でございます。それまでの間、精力的なご審議の程よろしくお願いいたします。その後、素案を修正のうえ、令和8年の2月に計画(案)の答申、3月には計画策定の予定となっております。

次に、資料3-2「男女共同参画KOTOプラン2021の現状と課題」でございます。こちらは現行の計画について課題シートでまとめたものでございます。目標については現行計画ベースで作成しておりますので、ご了承いただければと思います。この資料ですが、目標別に国の方針や現行計画の方向性、意識実態調査結果や各アンケートの結果を目標別に1つのシートにまとめたうえで、次期計画に向けた課題を設定したものです。このシートをベースに、今後、現行計画の実績及び取り組みについて評価を行い、新たな計画に向けての課題の精査、計画策定に向けた骨子づくりに反映させていく予定です。

まず、目標Ⅰ「男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります」についてご説明します。分量は多くなりますが、課題について1つ1つ説明をしたいと思います。長くなりますが、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

まず、「国の方針」では、「第5次男女共同参画基本計画」より、「第7分野 生涯を通じた健康支援」や「第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」を基本的な視点としてご確認ください。そして、「現行計画の方向性」と、その下の表「指標」、2ページの「意識実態調査、アンケート結果」より、目標Ⅰの現状を確認できますが、指標にあるとおり、「男女が平等だと思う区民の割合」と「多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思う区民の割合」が当初値を下回っております。

2ページの下段、「次期計画に向けた課題」です。課題Ⅰ「男女共同参画の意識づくり」は、課題Ⅰの最後の行に記載のとおり「固定的性別役割分担意識の

払拭」を図る必要があることとしております。次に、課題2「男女平等教育の推進」は、「性別によって可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮できるよう、男女平等教育を進めること」が重要であること、そして課題3「多様性の尊重と、生涯を通じた心と体の健康支援」は、ライフステージに応じた健康を支援するための取り組みの重要性についての認識を高め、正しい知識、情報を得て、認識を深めるとともに、社会全体が多様性を尊重する環境づくりが必要であることを課題として設定しております。

4ページをご覧ください。目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します」についてです。まず、「国の方針」では、「第5次男女共同参画基本計画」より、「第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」を基本的な視点としてご確認ください。そして、「現行計画の方向性」と、その下の表「指標」、「意識実態調査、アンケート結果」により、目標Ⅱの現状を確認できますが、指標にあるとおり、「仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することができていると答えた区民の割合」が当初値を下回っております。

5ページをご覧ください。「次期計画に向けた課題」です。課題4「個人や家庭に向けた支援」は、3段落目の最後の行のとおり「事例等を収集し、情報を提供していくことが大切である」としたうえで、6段落目のとおり「特に女性は、昇進・昇格において男性より差別を強く感じており、職場での性別に基づく不平等をなくし、男女が平等に活躍できる環境を整備する」こととしております。課題5「働く場における男女共同参画の推進」は、「企業や社会全体で育児や介護をサポートする制度をさらに拡充し、男女問わず誰もが利用しやすい環境づくり」を課題として設定しております。

6ページをご覧ください。目標Ⅲ「様々な活動・分野での男女共同参画を推進します」についてです。まず、「国の方針」では、「第5次男女共同参画基本計画」より、「第3分野 地域における男女共同参画の推進」を基本的な視点としてご確認ください。そして、「現行計画の方向性」と、その下の表「指標」、「意識実態調査、アンケート結果」より、目標Ⅲの現状を確認できますが、指標のとおり、「地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合」が当初値を下回っております。

7ページをご覧ください。「次期計画に向けた課題」です。課題6「地域における男女共同参画の推進」は、「男女間の社会への公平性について認識に違いがあるため相互理解を深める必要がある」とともに、2段落目の最後の行のと

おり「男女が共に地域活動に参加しやすい環境づくり」が求められること、課題7「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」は、「参画できていない背景として、男性優位の組織運営や家族の理解・支援の不足、性別役割分担意識などが考えられ、これらを解消する施策が求められること」を課題として設定しております。

8 ページをご覧ください。目標Ⅳ「人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します」についてです。まず、「国の方針」では、「第5次男女共同参画基本計画」より、「第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本的な視点としてご確認ください。そして、「現行計画の方向性」と、その下の表「指標」、「意識実態調査、アンケート結果」より、目標Ⅳの現状を確認できますが、指標のとおり、「DV相談窓口を知っている区民の割合」と「ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合」が当初値を上回るものの、目標値に届いておりません。

9 ページをご覧ください。「次期計画に向けた課題」です。課題8「DVの防止と被害者の支援」は、最後の段落のとおり、「当事者や関係者だけでなく、多くの区民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動」を行うとともに「暴力を容認しない社会環境の整備」が必要なこと、課題9「性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援」は、「安心して相談できるような体制が必要」であるとともに、「ハラスメントの防止や対応力の向上に向けた講座の実施や啓発を継続して取り組む」ことを課題として設定しております。

11 ページをご覧ください。目標Ⅴ「行動計画を積極的に推進します」についてです。まず、「国の方針」では、「第5次男女共同参画基本計画」より、「第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」を基本的な視点としてご確認ください。そして、「現行計画の方向性」と、その下の表「指標」、「意識実態調査、アンケート結果」より、目標Ⅴの現状を確認できますが、指標のとおり、「男女共同参画推進センターの認知度」と「区の管理職における女性の割合」が当初値を下回っております。

次に、「次期計画に向けた課題」です。課題10「推進体制の充実」は、「従前のホームページの公表や広報誌の掲載だけでなく、SNS等を通じた区民、企業に直接情報が届く方法等で情報発信する」ことが重要であるとしております。

資料3-2の説明は以上です。

引き続き、資料3-3をご覧ください。

こちらの計画では、(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の名称についてでございます。計画の名称については、新計画の位置づけが江東区長期計画の分野別計画であることや、本年7月施行の、「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」を踏まえた名称にしていきたいと考えております。

参考3の資料をご覧ください。この資料は、江東区長期計画の施策12を抜粋したもので、多様性を認め合う社会の実現に関するものでございます。こちらの目指す姿をご覧ください。「全ての区民がお互いの人権を尊重し、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など、様々な違いを認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現」を目指して、様々な取り組みを行っております。

その他の部分については、後ほどご覧いただければと思います。

資料3-3にお戻りください。本日は、計画の名称案を4つ、たたき台としてお示ししました。少々解説します。2の計画名称の「・」の4つをご覧ください。1つ目の「男女共同参画KOTOプラン2026」については、現行計画から西暦を変更した内容として案でございます。2つ目と3つ目は、こちらは先ほどお示ししました長期計画の目指す姿を参考にしたものでございます。4つ目「パルカートKOTOプラン」でございますが、こちらは江東区の男女共同参画の広報誌「パルカート」を参考にしたものです。

また、その下、参考として、都内の他自治体の計画名称を複数ご提示しますのでご覧ください。計画名称に関するご意見も賜れると幸いです。

説明は、以上です。

【会長】ありがとうございます。ただ今の課長からの説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。

【委員】資料3-3についてです。男女共同参画といっても、相手となるのが多様な人たちということであれば、ひらがなのほうがよいと思います。

また、男女共同参画という言葉は知名度が低いのですが、いろいろなハラスメントを受けたことで初めて男女共同参画という言葉を目にする方もいるかと思うので、男女共同参画が入った「男女共同参画KOTOプラン2026」が個人的にはよいと思います。

【会長】ありがとうございます。名称についていかがでしょうか。

【委員】施策12の「多様性を認め合う(ダイバーシティ)社会の実現」の分野別計画というところの位置づけだという説明がありました。参考3を見ると、どちらかというとLGBTQや障害、いろいろな意味のダイバシティというところ

が全面に出ているのに対して、男女共同参画ですと、どうしてもジェンダーのところに特化してしまうので、もう少し包含できるような形がよいのではないかと思います。今度の第7次でも、資料3-2の目標IがLGBTQを含む様々な多様性を包含するはずであるかと思うのですが、今回の説明にはそのような方向性の記載がありません。質問なのですが、目標Iの中に江東区が今までやられてきた多様な人たちへの対応も入ってくるのでしょうか。

もう1点、資料3-2の5ページ、ワーク・ライフ・バランスの次期計画に向けた課題の中で、職場における男女差別において差別を感じているという意見がありましたが、大学にいと男女差はほとんど無いように感じます。事業所全体にアンケートを取られているかと思いますが、どのような業種や分野でこのような男女差があるのか、特徴などあれば分かる範囲で教えてください。

【人権推進課長】1つ目の、目標1のダイバーシティに関するご質問ですが、現行計画の中でも目標Iの中では多様性の尊重と謳っておりますので、その範囲については変えないような形で考えております。多様性とは言いつつも、中心になるのは性の多様性がメインとなるような計画を考えているところでございます。

2つ目の意識実態調査の企業調査の業種別の状況ですが、こちらは調査の中で業種については基本属性として聞いていますが、その部分についての分析は難しいと考えております。

【委員】ありがとうございます。ジェンダーの話が全面に出るというお話がありました。大学では学生にダイバーシティ教育をしているのですが、小中学校や、もっと下の世代でも、人にはいろいろな背景があるということを想像させるような教育を実践することで、LGBTQを含めいろいろな人に対する多様性が高まると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】資料3-2の8ページ「女性に対するあらゆる暴力の根絶」で、女性向けの暴力も多いかと思うのですが、男女一緒に考えていかなければいけないと考えているので、男性のほうも考慮したほうがよいと思います。男性に対する暴力も実は増えてきているなど、そういった面も数値として見るべきだと思います。また先ほどもお話がありましたように、幼いときからの教育の重要性ということは私も感じておりました。見えていない部分を変えていくのは非常に大切なことだと思います。名称ですが、こどもたちに男女共同参画といってもその認知度は低いと思います。今はSNSなどの宣伝により認

知してもらおうとする傾向もあるのですが、SNSだけではなく、現場に出て、認知してもらう方法もあるのではないかと思います。

また、資料３－２の指標「多様性認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思う区民の割合」の目標値が８０％で現状値が４４．８％と記載されているのですが、当初値の令和元年からは約２ポイント減っている状況なので、もう少し区民に認知してもらえる取り組みが大事だと思います。

【人権推進課長】ご意見ありがとうございます。男女共同参画の認知度については課題として考えております。現状と目標値の乖離ですが、目標値は一種の掲げている目標となりますので、下がったのは取り組みが足りないを受け止めつつも高い目標に向けて取り組みは進めていきたいと思います。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】資料３－２で、それぞれの冒頭に「国の方針」がありますが、江東区の方針をお聞きしたいです。

【人権推進課長】ご意見ありがとうございます。江東区の男女共同参画に関する方針ということだと思いますが、これから策定をしていただく男女共同参画ＫＯＴＯプラン、ここに男女共同参画行動計画が入りますが、こちらが基本的に実行するものということで、この内容を見ていただくのが基本かと思います。上位としては、条例として男女共同参画条例がございますが、それは抽象的なものになりますので、具体的に何を行うかということになりますと、最上位になるものとしては男女共同参画行動計画で認識していただければと思います。

【委員】ありがとうございます。私が求めている情報は、「国の方針」というところで、大きく何項目か書いてあります。こういったもので構わないので、江東区としては国の方針に基づいて、この目標に関してはこういうことを次の５年間に向けてやっていくというものがあるとよいと思いました。

【会長】他にいかがでしょうか。

【副会長】資料３－３の計画名称について、先ほど少しご指摘があったと思いますが、今回の計画の策定については、男女の問題のみならず少し幅広く性の多様性というものを取り上げていきたいというご説明があったかと思います。計画の名称につきまして、従前から申し上げておりますが、「男女共同参画」というような名称を用いますと、言葉から対象が狭く感じられるのではないかと考えております。「男女共同参画ＫＯＴＯプラン」も非常に馴染みがあり、親しみを感じるころではありますが、やはり内容の正確性を考えますと、もう少し幅広い名称のほうがよいのではないかと考えております。資料３－３で

名称を4つ挙げていただいておりますが、「男女共同参画KOTOプラン2026」につきましては少しネガティブな感想を持っております。それ以外の名称についても、なかなか決め手に欠けるという印象です。

【会長】他に意見はいかがでしょうか。

【委員】資料3-3の課題シートについて、アンケート結果がマイナスになっている項目がいくつかあります。これまでどう取組んできたのかと思われるかもしれませんが、啓発を継続してきたことで、区民が男女の差があるといったことを意識し始め、このような結果になっているとも考えられます。区民が意識し始めたということで、これを前向きに捉えて、今後の取組みや方向性を区として示していくことが今後大切なことだと思います。

名称については、今まで長期の行動計画ということで「2021」となっており、今回は中間の見直しということなので名称を変えてしまうと、区民は、今までの2021との関連性がわからなくなるのではないかと思います。今回、中間の見直しということであれば、そのまま名称を継続する形でもよいのではないのかという気がします。ただ、先ほどご意見が出たように、多様性などについてこの名称からは分かりづらいということが疑問に残るところです。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】私は男女共同参画のフォーラムの実行委員をしております。簡単にいうと、毎年11月に行われるフォーラムという市民の集いのイベントなのですが、ここでも、男女共同参画という名称について、法律上の言葉でもあり、分かりづらいという声がありました。そこで何かサブタイトルのようなものをつけたらということになり、出てきた言葉が「いろどりフォーラム」でした。生活に彩りをとという意味なのですが、改めて「いろどりフォーラム」で通じるかという不安もあるのですが、ポジティブに活かしていければよいと思います。今回も本質は逃さず、江東区らしいところに行き着くようなものがないかと思います。

【副会長】今回の調査は実態調査ではなく意識実態調査ですので、実態についての話ではないことを意識しないといけません。また、期待値と現実の乖離が大きいのでマイナスの評価になるというのは、本来アンケート調査の分析の妥当な見方です。期待していてそのとおりではないと落胆して数値が下がるという「学習性無力感」という概念が発生しますので、そこに関して実態が悪くなっているかどうかの是非は、少し調整しておかないと正しい分析になりません。それから、もともと男女共同参画の前に、そもそも人権推進課なので、そのときに弱者をどうするかとうところから始まり、それは権力を持っている側と持

っていない側の対立をどうするかという話でもあるで、そのときに男女だけではなく、本来は障がい者や外国籍の人も全部含まれているわけです。最初の段階でまず権力を持っている男性の問題があり、そこから男女共同参画が始まっているはずで、ですから、権力構造のところの上下関係を変えないといけな
いのを、そこができないから、特に男性で力を持っている人が多いので、そこを一緒にしないというところがスタートです。そのステップがないままいっ
てしまうと いけません。もともと多様性社会を求めているところをきち
っと説明し、その第一、第二ステップとして共同参画だというようにご説明さ
れたほうが、わかっていただけるのではないかと思います。

タイトルについてはどうされるのかはわかりませんが、「きらきら」という
ような言葉でごまかすのはやめていただきたいと思います。また、例えばひら
がなにしたから柔らかな印象だというのは現状を覆い隠すことにも繋がります
ので、そこは少し気をつけていただければと思います。

【会長】ありがとうございます。弁護士をしていて感じるのは、今年はフジテレビの
問題などもあり、ハラスメント研修、指導者研修をする会社が増えました。
企業は法的責任を負っていますので、ハラスメント対策をしないと法的な問
題になってきます。ハラスメントに対してどう対応したかというよりは、ハ
ラスメントが起きない対策を企業はやらなければいけません。大企業の中にも
古い体質があるところもあります。江東区民の意識は上がっていることは
確かだとは思いますが、多様性に対する意識というのは、実際私が思っ
ている以上に古いものを引きずっている面もあるのかと思います。それをどの
ように啓発していったらよいのかということも、今回の計画の中で意識し
ていただければと思います。

また、副会長から資料をいただいているのですが、説明していただけますか。

【副会長】2枚のほうは区民調査の結果で、4枚のほうは事業所調査の結果となっ
ています。令和6年、令和元年、平成26年、平成21年の調査結果を比較して
つくってみました。企業は経済合理性が重視され、ある程度平等にしないとい
けないところがあるので下がっています。社会全体では、71.4%が平等で
はないと思っているということで、この傾向はほとんど変わっていません。こ
れは意識の問題です。後は、本人の中の問題、家庭の問題、それから少し広げ
た家族の問題、それから地域社会の問題、学校、職場の問題、イメージで思っ
ている国の問題など、どこに反応しているのかはわかりません。企業とは違い、
経済合理性がない家庭や、地域社会においてはかなり不平等なままだと皆さん

が思っているということです。しかしそれは意識なので、実態はわかりません。恐らく家庭の中や、町内会、自治会の問題は、思ったより根強いと思わなければいけないと思います。企業では転職して辞めることができますが、家庭では家を購入してしまった場合や、お金がないと引っ越しはできません。そのところを不問にして、議論はできないかと思います。下のところで、職場のほうはどうなっているかを見ると、昇進・昇格は20%以上が平等になっていません。雇用機会均等法をずっとやられて、最近だと2023に改正があり、その前は2017年ですが、変わっていません。採用については、女性を主に採用する企業もあるので、かなりフラットになっていますが、差があると思っている人が多いということです。実際はわかりませんが、思っている人が多いということです。事業所の回答を見てみますと、企業は堂々と男性優遇とは書けないので、解答欄は全て0にならないといけないところなのですが、0とはなっていません。初めから差別していますとってしまったらいけないところなのですが、それはそれでこの国の緩さなのかなとも思います。また給与や昇進・昇格の数値は良くなっていますが、前がひどかっただけの話なので少し残念だと思います。昇進・昇格、評価に差はないけれど、給与に差があるというのはいけません。つまり評価は正しくやっているけれど給与に差があるということなので、これは初めから給与制度そのものが差別になっているという話です。少し分析すると、それ程良くなっていないということがわかります。それでは、良くなっていないからどうするかというのは別の問題です。まず現状を理解して、そこからどのように考えていくかというときに、先ほどの個人の価値認識の次元、家庭の中の次元、地域社会の次元、職場の次元、それから江東区全体、東京都の次元というようにきちっとわけて考えていかないとはいけません。国の実態調査と比較されているので、国全体よりは江東区のほうが進んでいるのは、恐らく東京都だからです。東京都だからということの数字があって、全国より良いというときに、そこは気をつけないといけません。他の先進的なエリアより良いかという話になったときには、江東区は若干弱いかと思います。見るときにどの比較対象で見ているかというところを考えることは全体に必要だと思います。こちらは江東区が提供している資料ではなく、私が独自に作成した資料なのでよろしくお願いします。

【会長】ありがとうございます。労働関係でいうと、評価と給与の不平等の差がこれ程あるということに驚きました。資料として参考にさせていただければと思います。

【委員】参考3について、2の男女共同参画の推進で、区の審議会等の女性の参画率の現状値31%、目標値40%とあるのですが、この目標値は他の目標値と比べて低いのではないかと思います。他の意識調査は区民の意識調査ですから、聞き方によってパーセンテージは変わってきます。しかし、区の審議会の女性の参画率というのは具体的に数値として出るものなので、江東区として現実的な数字を意図的に目標にしたのではないかと穿った見方をしてしまいます。

また、先ほど副会長の説明の中で、企業には男性優遇による給与の差別が見られたというお話がありました。私は会社員ですが、総務や経理にはどちらかというと身体障害や、体が弱くなった方などが異動される場合が多いです。そういった人たちが、外からの調査によって会社の実情についてのメッセージを送っているのではないかという見方を私はしました。

【人権推進課長】ご意見ありがとうございます。参考3の審議会への女性の参画率を40%にしております。この目標値ですが、従前から40%をずっと目標として進めてきております。実際のところ女性の審議会委員を探してもなかなか受け手がないなど、現実的な課題もあります。それを踏まえると、まずは40%を目標にしていくということを従前から目標としておりましたので、それを江東区の長期計画においても目標値として使わせていただいております、他とは違う扱いとなっております。

【委員】ありがとうございます。

【会長】当初から40%で、高すぎるのではないかという批判もありました。しかし、これは目標値としてできるだけ高く掲げないといけないということで40%にした記憶がございます。

【委員】江東区の男女共同参画について、企業は取組みをしなければいけないということだと思うのですが、地域活動においては、町会長の女性の方は少し増えたように思いますが、女性がすごく参画しているかといわれると難しいです。先ほど意識といわれましたが、あの女性の方だったらついていけないかなという雰囲気が私たち以上の年齢の方にはあるのではないかと思います。その辺もこれからの課題なのではないかと思います。私がやりますという女性の方も今までとても少なかったけれど、江東区長も女性となりましたので地域活動においてもどんどん女性が活動できたらよいと感じました。

名称については、企業さんも表向きは男女共同参画していると公表しているけれど、実質は意外とまだまだ課題なのかと思うと、「男女共同参画KOTOプラン2026」の名称で行くのがよいかと思います。ここにサブタイトル

のようなものをつけるということについては賛成です。

【会長】率直なご意見ありがとうございます。

【委員】計画の名称についてですが、「男女共同参画」という言葉を入れるか否かというところがポイントだと思います。私は入れないほうがよいという考えです。私も男女共同参画フォーラムの実行委員をしているのですが、男女共同参画フォーラムとパンフレットに出して募集をかけても、その文言を、あまり知らない人からすると自分ごとを感じないのだということを知りました。パンフレットに講座のキーワードとして、例えば、子育て、マネジメント、コーチングということを入れたり、講座の名前を載せたりすると、男女共同参画ではなく、講座の中身のほうに興味を持って参加してくださる方もいます。男女共同参画という名称が注目をされづらいのではないかと考えています。たたき台に出していただいた2番目と3番目がよいと思います。また「自分らしく生きることができる」というのがちょっと長い感じがするので、「自分らしく生きるKOTO実現プラン」といい切ってしまうとか、「安心して暮らせるKOTO実現プラン」などがよいです。安心して暮らせるというようなメッセージの強さ、任せろというような頼もしさのある言葉だと、興味を持って、自分たちのためのプランなのだと思う人もいないかと思っています。

【委員】昨年、LGBTQのお話がきて、真剣に議論して江東区民のためにわかりやすく駆け込み寺のような感じになればよいということで、しっかりとつくり上げてきました。このしっかりとつくり上げてきたものが本当に活用されたらと思っています。資料3-2の9ページの中で、ハラスメント等の相談状況について、相談した人は44.1%と書いてありますが、まだ半数近くの方が相談できずにいます。相談できずにいる方々に対して、相談のハードルを下げられるような広報活動ができれば我々がやっていることが生きてくるかと思っています。

【会長】ありがとうございます。

【委員】名称について、個人的な見解としては「男女共同参画」というのは残したいと思っています。江東区の男女共同参画から始まり、いろいろな反省があり時代とともにLGBTQであったり、セクハラ、パワハラ等いろいろなものが出てきたと思いますが、この根底にあるのは「男女共同参画」です。そこの基本に則って、そこから反省していくということを強調するのであれば、男女共同参画は載せるべきだと思います。数としては少ないかもしれませんが、そこを頼りにしてきた区民がいたことを考えると、私も「自分らしく生きることがで

きるKOTO実現プラン」や「KOTOアクションプラン」など、いろいろなプランというものがあってよいと思ったのですが、漠然としてしまうと本当に困った人の救いの手にならないのではないかと思ったので、「男女共同参画」は入れたほうがよいと思います。

【委員】先ほど出ていた審議会の女性の参画率40%目標ということですが、参考までに東京都では平成4年に審議会の委員に関しては政策に関与するような会議についてはクォータ制を導入ということで、その内容については男女いずれの性も委員総数の40%以上ということで、どちらということではなく、いずれも40を超えるようにしていきましようとしています。それを目標に今達成はしていると思います。

【会長】参考になりますね。いかがでしょうか。他に意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。

3. その他

【会長】それでは、事務局より説明をお願いします。

【人権推進課長】事務局からの連絡事項に移りたいと思います。今回3点ございます。

1点目は、冒頭総務部長からパートナーシップ制度についてご説明をさせていただきました。それに関する私からのご説明といたします。まず、制度の導入については、冒頭総務部長が説明したとおり、3月の区議会で条例改正を行いまして導入が決まりました。ただ一方で、追加の対応を導入にあたり新たに決めさせていただきましたので、そちらの追加の対応の中身についてご説明をしたいと思います。

資料4をご覧ください。江東区版パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の概要です。制度全般については、ご議論いただいておりますので説明は省略します。追加対応に関連する部分をご説明いたします。

項番3、制度の手続き等の「(6) 手続きの流れ」をご覧ください。※の4番目ですが、これまでパートナーシップ宣誓時には、「公正証書」を必要としないとしてまいりましたが、今回、追加の対応の場面では、公正証書を必要とする条件といたしました。これまでの議論では、公正証書の作成には、費用がかかることを大きな理由として、「申請時には公正証書は必要としない」という対応をお示ししてまいりました。しかしながら、改めて各区の実施状況につ

いて確認を行ったところ、申請時に公正証書を必要書類としている渋谷区では、「他自治体は公正証書のような裏づけがなく、手薄い印象に感じた」といった利用者の声があるということがございました。カップルの関係性の裏づけとして公正証書を作成することに対する利用者の評価は高いことが判明しました。また、公正証書は法的に関係性を裏づけるものとなることから、不正利用などの懸念に対して担保されるものでもあります。このことから、制度を利用される方の満足度を高め、よりよい制度運営につながるものとして、当面の間は、公正証書を申請時の必要書類としました。一方、本区の制度において公正証書を必要書類としなかった主な理由に費用面の負担がありますが、これは渋谷区でも同様の実態がありますので、渋谷区をはじめ、公正証書を申請に必要とする他自治体を参考に、今後何かしらの対応の検討を考えております。

2つ目の対応です。項番3の(5)受領証明書等の取り消し・失効をご覧ください。○の1つ目の※以下の部分です。「適正な運用及び制度の普及促進を図るため、「(仮)江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度運用委員会」を設置します。運用委員会の機能の1つに、年に1度の利用状況等の現況確認を行うのですが、2年続けて利用状況の確認の返信等がなくて確認ができない場合、対象者の要件が非該当として受領証明書等を失効いたします。受領証明書の活用の段階を考えた際、パートナーシップ等の関係が継続されていることが、受領証明書の信頼性の確保につながるものと考えております。そのようなことから追加の対応として導入いたしました。追加の対応としては大きく2点ございます。この宣誓制度を利用される方のハードルということから考えますと、ハードルは上がったと考えておりますが、性の多様性が尊重され、様々な違いに理解のある社会の促進に向けた満足度も高く、そしてよりよい江東区版パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度になるよう、今後も運用面の改善等を図ってまいりたいと考えてございます。先ほどの公正証書の追加の対応につきましては、これから検討を行ってまいりますので審議会で逐次ご報告させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

その他、事務局からの連絡事項は以上でございます。

引き続き2点ございます。

事務局の連絡事項の2点目でございます。意見シートについてでございます。事前に意見シートをお配りしてございますが、審議会後にお気づきになられた点や、会議中に発言し切れなかった点についてもご記入をいただきまして、令和7年6月6日までに送付をお願いいたします。

3 点目の連絡です。次回の審議会についてでございます。次回の審議会は 7 月 22 日、火曜日の午前 10 時から、場所は男女共同参画推進センターで予定をしております。正式な開催通知については 7 月中旬、事務局よりお送りいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

【会長】ありがとうございます。今後の予定は課長からの説明のとおりです。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。

4. 閉会

— 了 —